

次のとおり条件付き競争入札を行う。
令和7年9月4日
宗教法人 長保寺

入札に付する工事の概要		
工事年度	令和7年度	
工事名	国宝(建造物)長保寺本堂 建造物保存修理事業(災害復旧)	
工事場所	和歌山県海南市下津町上 長保寺境内	
工事概要	本堂背面を中心とした本瓦葺屋根、縁廻り木部、土間、避雷針設備の復旧工事 詳細別紙参照のこと なお、本工事は国庫補助事業である。	
工期	契約日より 令和8年3月31日迄	
予定価格	2,139,115円(消費税及び地方消費税の額を含む。)	
予定価格(税抜き)	1,944,650円	
最低制限価格	設定有り・事後公表	
施工形態	単体企業	
支払条件	前払金	無
	中間前払金	無
	部分払	無
契約の保証	不要	
議会の議決	不要	
入札に参加する者に必要な資格に関する事項		
<ul style="list-style-type: none">・選定保存技術保持者、保持団体に属する者 もしくは・選定保存技術保持団体による研修を修了している者 もしくは・入札日より起算して、過去10年間に、国指定文化財(建造物)の修理実績のある者 以上の条件を満たし、最低でも一度、現地を確認出来る者。		
入札等		
入札書提出期間	令和7年9月4日10時より 令和7年9月29日17時まで	
入札場所	長保寺本坊 和歌山県海南市下津町上689 電話・FAX 073-492-1030	
入札書等の提出について		
入札書の提出時に、あわせて別添の書式で作成した技術資料及び、それを証する資料を提出しなければならない。		
入札書は、「入札場所」に示した場所に持参し提出しなければならない。なお、社会情勢を鑑み、特例として郵送での提出も可とする。ただし、郵送の場合、提出期間内必着とする。		
開札日において、実施要領第12条の各号のいずれにも該当しない入札書を提出した者が2者以上ないときも、成立することとする。		
開札等に関する事項		
開札日時	令和7年9月29日(入札書提出期間終了後)より令和7年10月1日の間	
落札予定日	令和7年10月1日(水)	
入札結果の公表	落札決定日以降	
公表方法	落札結果の通知をもって、公表とする。	
契約に関する事項		
落札決定後、契約の日までの期間に、落札者(共同企業体の場合は構成員を含む。)が、実施要領第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しない。この場合、長保寺は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。		
留意事項		
なし		
特記事項		
開札後に入札参加資格要件の審査における実施要領第16条の規定に基づく技術資料の提出指示を受けた入札者は、不当要求行為等の防止に係る誓約書を併せて提出すること。		
不明点・疑問点、現地説明を希望するものは、直接長保寺に問い合わせることとする。		

令和 7 年 9 月 2 日

国宝(建造物)長保寺本堂 建造物保存修理(災害復旧)工事

設 計 書

公益財団法人 和歌山県文化財センター

記

件名	長保寺本堂災害復旧工事
工事場所	和歌山県 海南市 下津町 上 690番地
工事対象	国宝 長保寺 本堂 1棟 桁行五間、梁間五間、入母屋造、向拝一間、本瓦葺 平面積 173.17㎡ 軒面積 319.85㎡ 屋根面積430.00㎡
工事概要 及び 実施要領	<p>工事概要 令和5年6月に発生した土砂災害により破損した、本堂背面を中心とした本瓦葺屋根、縁廻り木部、土間、避雷針設備の復旧工事を行う。 施工時には、軒下に作業用足場を設置する。</p> <p>実施要領 (1)屋根工事 倒木により割損及び葺き替えに必要な周辺の軒平瓦、平瓦、軒丸瓦、丸瓦を一旦分解し、必要な範囲の下地を調整した上で葺き直す。 補足瓦は長保寺で保管している瓦を支給する。</p> <p>(2)木工事 本堂背面東側の縁廻り木部について、取合い部に入り込んだ土砂を除去し、縁束の不陸を修正した上で縁葛を適正に納め直し、縁板を復旧する。 本堂正面木階の1段目段木の孕み出しを補正する。</p> <p>(3)左官工事 本堂背面のモルタル仕上げ亀腹、犬走りのうち、土砂災害で破損した部分を一旦解体し、旧状に倣って復旧する。</p> <p>(4)避雷針設備復旧工事 避雷針設備のうち、倒木及び土砂によって破損した本堂背面の導管及び棟上銅線の納まりを復旧し、適正な接地抵抗の確保を確認する。</p> <p>(5)仮設工事 屋根工事及び避雷針設備復旧工事に必要な軒足場を仮設し、工事完了後に撤去する。</p>
契約条件	海南市契約事務規則及び和歌山県財務規則に準拠する。
工事期間	契約日より 令和 8 年 3 月 31 日まで
別途工事	無し
支払方法	工事完了後支払い
設計担当	公益財団法人 和歌山県文化財センター

国宝(建造物)長保寺本堂 建造物保存修理(災害復旧)工事
工事費内訳書

見積額 円 (税抜き額)

工事費見積内訳書

番号	区分	摘要	員数	単価	金額	積算基礎
1	直接工事					
	(1) 仮設工事					
	(7) 軒足場建設・解体 背面中央部	屋根工事用 枠組本足場	27.9837 m ²			
	(4) 軒足場建設・解体 背面西側	屋根工事用 枠組本足場	9.3279 m ²			
	(9) 仮設資材小運搬	境内地内、人力、搬入・搬出	人			
	(2) 屋根工事					
	(7) 軒瓦破損部分分解		人			
	(4) 補足瓦選別、再用瓦洗浄	補足瓦支給	人			
	(9) 軒平瓦葺き直し	補足瓦支給 平瓦割れ部分含む	人			
	(5) 軒丸瓦葺き直し	補足瓦支給 丸瓦長さ調整含む	人			
	(4) 資材等	葺土、南蛮漆喰、銅線ほか	1 式			
	(3) 木工事					
	(7) 縁廻り破損部分 納まり調整	背面東側 縁板、縁葛、縁束(割れ部釘止め)	人			
	(4) 縁廻り取合部洗浄	縁板、縁葛、縁束	人			
	(9) 木階孕み出し補修	正面木階段 最下端段木	人			
	(5) 縁束不陸修正	1箇所、鉛板挿入	1 式			
	(4) 雑資材	和釘、目鋸、古色材ほか	1 式			
	(4) 左官工事					
	(7) モルタル土間補修	北面、亀腹、犬走り、延13.6m、30cm幅	4.08 m ²			

番号	区分	摘要	員数	単価	金額	積算基礎
(5)	避雷針設備復旧工事					
	(7) 立下廻り導管工事					
	a 機器・材料費					
	b 工事費					
	(1) 棟上導体工事					
	a 機器・材料費					
	b 工事費					
(6)	雑工事					
	(7) 発生材処分		1 式			
	(1) 修理銘札		1 枚			
2	直接工事費	= (1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)				
3	諸経費					
	(7) 共通仮設費		1 式			
	(1) 現場管理費		1 式			
	(1) 一般管理費		1 式			
4	工事費（見積額）	= 2 + 3				
5	消費税	10%				
6	工事費合計	= 4 + 5				

国宝（建造物）長保寺本堂 災害復旧工事 仕様書

1 章 一般事項

1 節 一般事項

1.1.1 仕様書の範囲	この仕様書に示すもの以外については、「公共建築工事標準仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によること。
1.1.2 設計図書	設計図書とは、図面及び仕様書をいう。
1.1.3 監督員	監督員とは「国宝（建造物）長保寺本堂建造物保存修理事業（災害復旧）」のため文化庁の承認を得た設計監理技術者をいう。
1.1.4 疑義に対する協議	設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、監督員と協議する。
1.1.5 現場の納まり等の関係による協議	現場の納まり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督員と協議する。
1.1.6 協議の結果の処置	a) 監督員と協議を行った結果、必要に応じて設計変更が行われる。 b) 設計変更にいたらぬ事項は、工事打合せ簿等の記録を作成し、監督員に提出する。ただし、簡易な事項については、省略することができる。
1.1.7 官公署・その他の手続き	工事の施工に必要な官公署、その他の手続きは請負者にて、遅滞なく行うものとする。なお素屋根建設に抛る史跡現状変更許可は取得済みである。

2 節 工事現場の管理

1.2.1 専門技能者 （主任技術者）	専門技術者とは、高い専門的スキルと伝統的技術に関する知識を併せ持ち、文化財建造物における施工実績を有した技能者をいい、施工時には監督員と協調しながら、責任ある立場で管理に関わるものとする。
1.2.2 現場代理人	現場代理人とは、建設工事請負契約書に規定する現場代理人をいう。
1.2.3 工事現場の安全衛生管理	a) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従ってこれを行う。ただし、別に責任者が定められた場合は、これに協力する。 b) 工事現場においては常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど、事故の防止に努める。
1.2.4 災害及び公害の防止	工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令等に従い適切に処理するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。 a) 第三者に災害を及ぼしてはならない。

	<ul style="list-style-type: none"> b) 公害の防止に努める。 c) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害及び公害の発生の恐れがある場合の処置については、監督員と協議する。
1.2.5 選定保存技術保持者 ・保存団体等の関与	本工事で伝統技法の施工にあたっては、国の選定保存技術保存団体に所属もしくは同団体の主催する研修を受講した技能者、または施工実績等でそれと同等の技術を有すると判断できる者をあてる。
1.2.6 臨機の処置	災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、監督員に報告する。
1.2.7 火気の禁止	工事に伴う火気の使用、及び指定の場所以外での喫煙は、固く禁止する。施工上火気の使用が必要な場合は、あらかじめ工事の施工計画について監督員と協議をすること。
1.2.8 養生	損傷、汚染などの恐れのある部分は、適切な方法で養生を行う。
1.2.9 跡片付け	工事の完成に際しては、建物内外の後片付け、清掃を行う。又工事中は、毎日或は一定期間ごとに工事区域内の片付け清掃に心掛ける。

3節 工程表・その他

1.3.1 実施工程表	<ul style="list-style-type: none"> a) 着工に先立ち実施工程表を作成し、監督員の承認を受ける。 b) 実施工程表に変更の必要を生じ、その内容が重要な場合は、変更実施工程表を速やかに作成し、監督員の承認を受ける。 c) 監督員の指示により、上記実施工程表の補足として、週間又は月間工程表、工種別工程表などを作成し、提出する。
1.3.2 職方への指示	工程、工事内容、打合せ事項などは、関係する職方に周知徹底させる。
1.3.3 色、柄などの指示	色、柄などはあらかじめ見本などにより、承認を得ること。
1.3.4 提出書類	<ul style="list-style-type: none"> a) 契約時 工事請負契約書 請負代金内訳書 工程表 b) 着工時 着工届 現場代理人届 監理技術者・主任技術者・専門技術者届 下請業者届 主要資材発注先名簿届 c) 施工中 実施工程表 施工図・承認図（必要に応じて） 工事日報 打合せ記録書（必要に応じて） d) 竣工時 完了届 引渡書 請負代金請求書 施工状況写真

4 節 材料・施工

1.4.1 材料	a) 材料は監督員の検査を受けて合格したもの、または1.4.3 (b) により使用の承諾をうけたものとする。 b) 材料の入品質が明示されていない場合は均衡を得た品質のものとする。 c) 仮設資材は使用上差し支えがない限り、中古材とすることができる。
1.4.2 材料搬入の報告	材料の搬入ごとにその材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じて証明となる資料を添えて監督員に文書で速やかに報告する。 ただし、軽易な材料については、監督員の承諾を受けて報告を省略することができる。
1.4.3 材料の検査	a) 監督員の検査は材料種別ごとに行なう。ただし、軽易な材料については、検査を省略することがある。 b) 合格した材料と同じ種別の材料は監督員が特に指示する場合を除き、以後の使用を承諾されたものとする。
1.4.4 施工	施工は、設計図書及び監督員の承認を受けた工程表、施工計画書、施工図、原寸図などに従って行う。
1.4.5 一部施工の 確認及び報告	施工の一工程を完了したときは、その施工が設計図書に定められた条件に適合することを確認する。また確認した事項を適時監督員に報告する。
1.4.6 施工の完了	本工事の完了は工事竣工後、監督員の竣工確認及び事業主の竣工検査をもって完了とする。

2 章 仮設工事

2.1.1 概要	軒足場は各施工箇所毎にかける。主要構造は鋼製建枠組、或いは鋼管足場組とし、作業床は茅負外下角から60cm下に設け、作業床の幅は軒先から1m以上を確保できるよう計画し、足場板を敷き詰め、釘打ち或いは栈木で押さえ、周囲に幅木を設ける。
2.1.2 材料	材料は下記を標準とする。 a 鋼管足場材 JIS A 8951 (鋼管足場) の定める規格に適合するもの、また、社団法人仮設工業会の認定品とする。主要な資材は下記のものを用いる。 ① 枠組足場材 鳥居型建枠 巾1200mm・900mm 鋼製布板 長1829mm×巾500mm・250mm ジャッキベース 径35mm 調整長さ250～460mm ② 単管 JIS 3444に定める3種 (STK51) 亜鉛メッキ仕上げ品。長さ2.5m以上のものは両端にピン加工を施す。

③単管付属品

ベース金具・継手金具・緊結金具類はいずれも、JIS規格品或いは社団法人仮設工業会の認定品とする。

b 足場板

鋼製軽量足場板（長さ4.0m×巾25cm×厚2.8cm）

板足場板 厚3.6cm×巾20以上×長さ4.0mの米松又は米杵材

c メッシュシート 5.1m×1.8m 網目1mm

d 胴縁 厚3.0cm×幅6.0cm×長さ4.0mの米杵材

e その他材 釘、番線等はJIS規格品を使用する。

ウ 工法

a 縄張り・遣方

軒足場予定地に遣方を設け、縄張りを行う。

b 整地

軒足場の足元部分は極端な凹凸のないよう盛土をして整地し、建地位置に板足場板を敷き並べる。史跡地内であるため掘削を伴わないようにする。

c 建地

単管足場の場合は、敷板足場板上の所定の位置に、ベースプレートを釘打ちに据え、単管建地を組み上げる。建地の足元には根掘みを取り付ける。単管の建地の継手は、重ねを1m以上取り、クランプ3個以上で緊結する。隅及び要所の建地の継ぎ手は、ジョイントピンで繋いだものをクランプで2本抱き合わせとする。

枠組み足場の場合は、敷板足場板上の所定の位置に、ジャッキベースを釘打ちに据え付け、鳥居型建枠を組み、建枠はジャッキベースを調整しながら不陸の生じないように組み立て、1枠建て増す毎に前後に筋違を入れ、また1段組み立てる毎に高さの水平を確かめ、不陸の生じている場合は適時ジャッキで修正を加える。建枠には各段毎に鋼製布板を取り付ける。

d 布

布は飛びつきを1.8mとし、それより上は85cm～1.2mに割り付ける。単管継手はジョイントピンを用い、直交クランプで建地に止め、継手が「いも継」にならぬよう留意する。

e 足場・根太

軒足場は軒先茅負外下角より0.6m下に設ける。根太は約1m間隔に設け、足場板は突き付けに敷き込むよう根太割をし、作業床には足場板を全面に敷き詰め、釘打ち、或いは栈木で押さえ、周囲に幅木を設ける。

f 筋違・控・方杖

壁面には筋違を付け、建地やには所定の位置に控・方杖を取り付け、隅には火打ちを入れる。

g 階段

階段は階段枠等と適切に設置し、手摺りを設ける。

2.1.3

仮設物の解体

全工事完了後、仮設物はすべて解体撤去する。解体に際しては、今回修理の建造物を汚損又は破損しないよう十分注意する。

3章 屋根工事

3.1.1

概要

屋根は本瓦葺きで、軒丸瓦7本、軒平瓦7枚、平瓦6枚を補足材で据え直す。分解時に破損が確認された箇所も、上記に準じて補修する。

	<p>据え直す瓦周辺で欠損などにより補修が必要と判断された場合には、取り合いなどを考慮し、必要に応じた修理方法を検討するものとする。</p>
<p>3.1.2 再用瓦</p>	<p>瓦は打音検査などにより割れなどの破損が生じていないことを確認した上で再用する。再用瓦はすべて土・塵・埃を落とし、清掃のうえ用いる。</p>
<p>3.1.3 補足瓦</p>	<p>補足瓦は、長保寺で保管している瓦を支給する。</p>
<p>3.1.4 施工</p>	<p>ア 概要 在来通りの土もしくは南蛮漆喰葺きを原則とするが、部分的な施工であるため補修部分が十分に安定するよう考慮する。</p> <p>イ 材料 葺土 — 葺土は、従来の葺土に藁すさを切り込み水練りして寝かせ、十分に練り返して用いる。 南蛮漆喰—今後の修理に支障が出ないよう、瓦を痛めずに解体できる素材とする。 緊結線 — 径1.6mm、2.0mmのホルマット銅線 瓦釘 — 軒丸瓦、丸瓦、雁振瓦止め釘 銅製 平頭 手打ち品 在来の形状に倣って製作する</p> <p>ウ 瓦葺 隅軒丸瓦、軒丸瓦は葺土もしくは南蛮漆喰を用いて隣接する瓦との通りよく葺き立て、1.6mm銅線で緊結する。 係員と事前に十分打ち合わせの上、必要以上に解体しないよう留意する。 解体した旧檜皮は、適切な手段で搬出处分する。</p>
<p>3.1.5 残材処分</p>	<p>残材は、各時代毎にサンプルを取り置き、残りは廃棄処分とする。</p>

4 章 木工事

<p>4.1.1 概要</p>	<p>本堂背面縁廻りのうち、破損した縁束を修理して縁葛との適正な納まりを復し、縁板の不陸を修正する。 本堂正面の木階段木の孕み出しを、復旧する。</p>
<p>4.1.2 縁廻り</p>	<p>ア 取り合い部清掃 縁束、縁葛、縁板間の取り合い部に入り込んだ土砂類を丁寧に除去する。</p> <p>イ 縁束補修 本堂背面東より2本目の縁束の傾斜を修正し、縁葛が水平に納まるよう鉛板を礎石間に挿入して高さを調整する。縁葛との適正な納まりを確保した上で、同取り合い部背面で割れた部分を、釘等を用いて止め直す。</p> <p>ウ 縁板納まり調整 縁板は、クランプなどを用いて縁葛との取り合いを復旧し、各板が水平に連続するように調整し、縁葛に和釘を用いて止め直す。縁板の変形などによる必要が認められた部分に関しては、縁板下面、縁葛裏面に鋸などを補足して引き付ける。 地長押取り合い部で縁板の垂下が認められ、隙間が生じている部分は、縁板掛けとの間に楔を入れ、適切な納まりに復旧する。</p>

4.1.3 木階

孕み出しが生じている正面木階の1段目段木は、クランプ等を用いて本来の位置に復す。なお、ささら桁とのアリの仕口が干渉する場合は、仕口を調整して本来の位置に復した上で、見え隠れで鋸等を用いるなど、必要に応じた補強を施す。

5章 左官工事

5.1.1 概要

本堂背面のモルタル仕上げ亀腹、犬走りのうち、法面の崩落による土圧で破損した部分を一旦解体し、旧状に倣って復旧する。

5.1.2 基礎部補修

亀裂が生じ下地から剥離下部分、雨落ち見切り石との取り合い部に高低差が生じた現状モルタル仕上げ層の破損部分を、30cm程度の幅を目安で解体する。解体の範囲は必要最低限なるよう、監督員の立ち会いの下で破損の程度を慎重に見定めた上で実施するものとする。

5.1.3 モルタル 仕上げ

解体時に判明した在来の仕様に倣い、モルタル仕上げを復旧する。なお今回施工部分が旧状を存置した部分との間に違和感が生じたり、剥離したりすることが無いよう留意し、接合部の仕様、表面の仕上げが適切となるよう調整するものとする。

6章 避雷針設備復旧工事

6.1.1 概要

既設の避雷針設備のうち、本堂背面の導管及び棟上導線の納まりを復旧する。

6.1.2 基礎部補修

導管足元のコンクリート製基礎を撤去し、新材基礎と取り替える。基礎据付においては、一旦雨落ち部の水を抜き、底に溜まった泥土を除去した上で、適切な位置に基礎を据え付ける。

6.1.3 導管、棟上導体 復旧

導管を基礎に組み立て、東側導管の上端部の固定金具を取り付け直す。軒先への取り付けは、国宝建物の化粧部材であることに留意し、ビス止めは必要最低限とする。

導管の再設置に際しては、導線に弛みが生じないように調整し、軒丸瓦への固定金具なども緩みが認められれば締め直しを行うものとする。

棟上導体取付金具の破損部分を取り替え、導体を適切に固定する。

6.1.4 接地抵抗の確認

導管、棟上導体の納まりを復旧した上で、改めて接地抵抗試験を行い、適正な接地抵抗の確保を確認する。

7章 雑工事

7.1.1 修理銘札

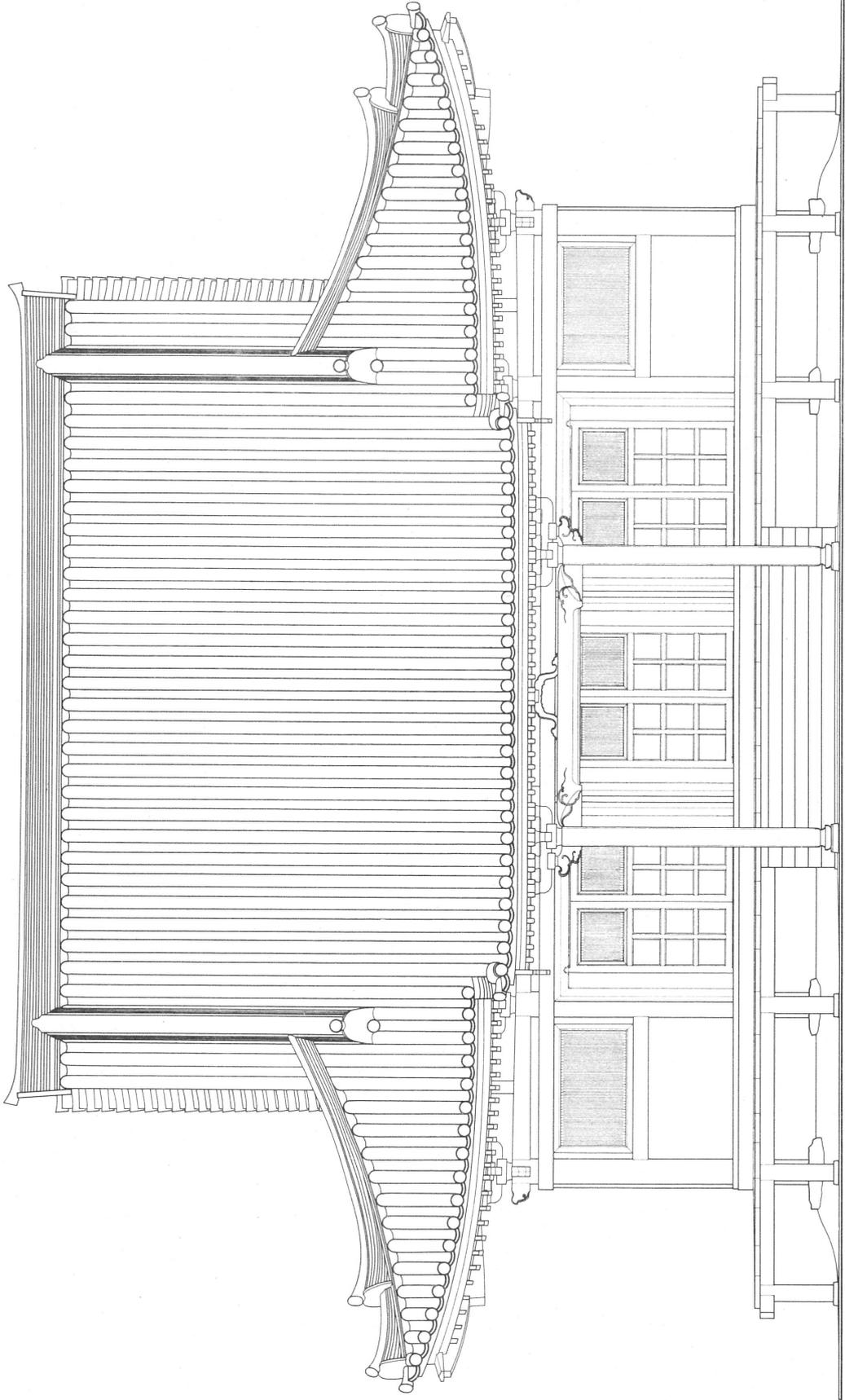
各建物に修理銘札を作成し、適切な箇所に取り付ける。修理方針、工事年度等を銅板に刻印して作成し、規格、内容は文化庁指定のものとする。

7.1.2

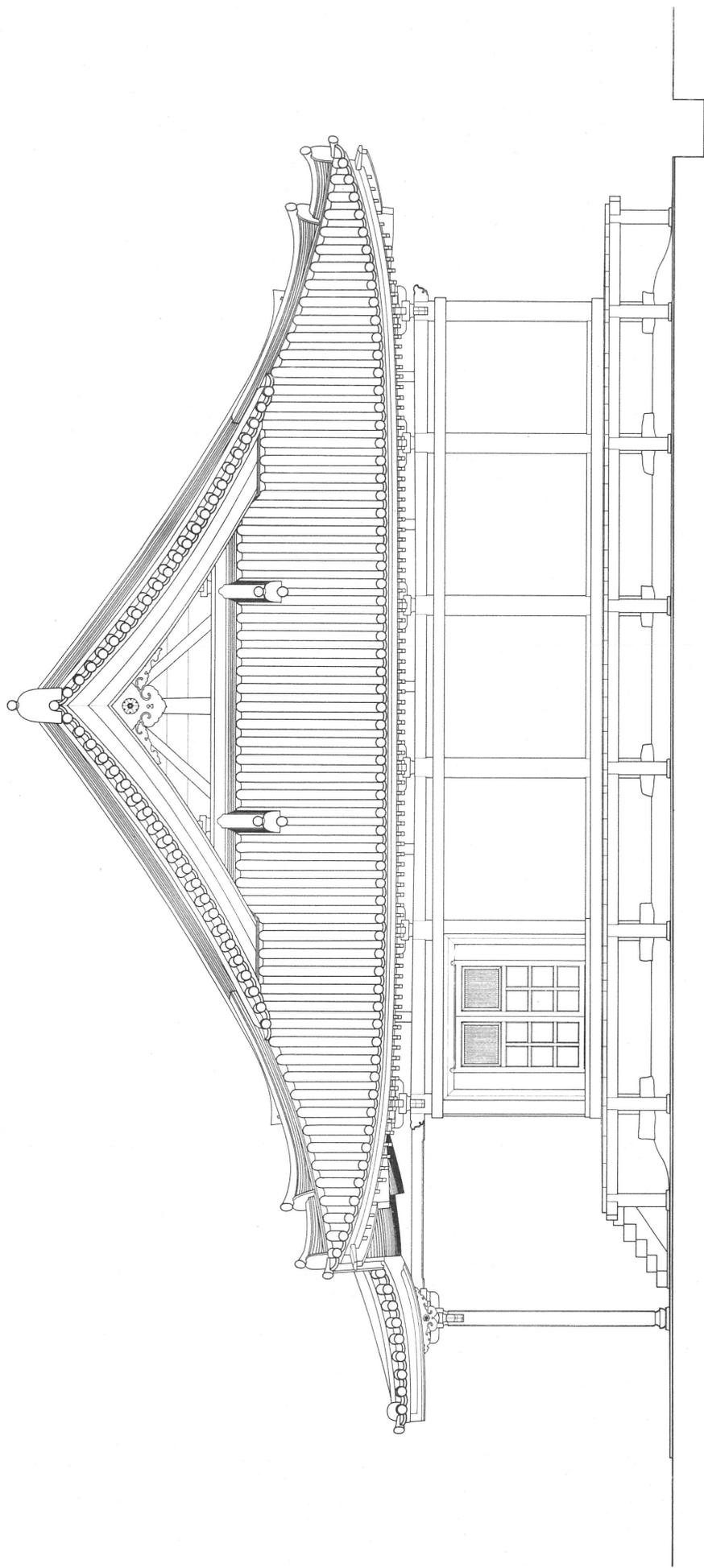
跡片付け・清掃

全工事完了後に工事区域内の残材を搬出し清掃を行う。

全工事完了後に工事区域内の残材を搬出し、仮設物の設置場所を整地し、清掃を行う。



2 竣工正面图



3 竣工侧面图

国宝（建造物）長保寺本堂 修理前写真



1. 本堂被災状況 1

大雨により本堂背面の法面が崩落し、境内全体が土砂に覆われた。



2. 本堂被災状況 2

本堂背面は縁廻りまで土砂に埋もれ、床下全体に土砂が侵入した。



3. 本堂被災状況 3

法面の崩落に伴い樹木が押し流され、本堂背面軒先にあたって瓦が破損した。

国宝（建造物）長保寺本堂 修理前写真



4. 本堂被災状況 土砂撤去

史跡等総合活用整備事業によって本堂背面法面の災害復旧が令和7年6月で完了し、同事業で本堂背面縁廻り及び床下に流入した土砂も撤去された。



5. 本堂破損状況 屋根 1

本堂背面軒先中央付近の詳細。一部平瓦も破損している。



6. 本堂破損状況 屋根 2

本堂屋根軒先西寄り部分の状況。

国宝（建造物）長保寺本堂 修理前写真



7. 本堂破損状況 木部 1

本堂背面東側で縁板木口のめくれ上がりが顕著である。



8. 本堂破損状況 木部 2

本堂背面東から2本目の縁束が土砂により傾斜し、縁葛との取り合い部が折損している。
また、不陸の調整で挿入されていた鉛板が流失し、他部に対して垂下が顕著となっている。



9. 本堂破損状況 木部 3

縁板と縁板掛けの間に施されていた楔が流出したことにより、平面東側で地長押と縁板間に隙間が生じている。

国宝（建造物）長保寺本堂 修理前写真



10. 本堂破損状況 木部 4

床下に流入した土砂により、正面木階の1段目段木が押し出されている。



11. 本堂破損状況 木部 5

同上側面。
ささら桁とのアリの仕口が外れ、不安定な状態となっている。



12. 本堂破損状況 土間

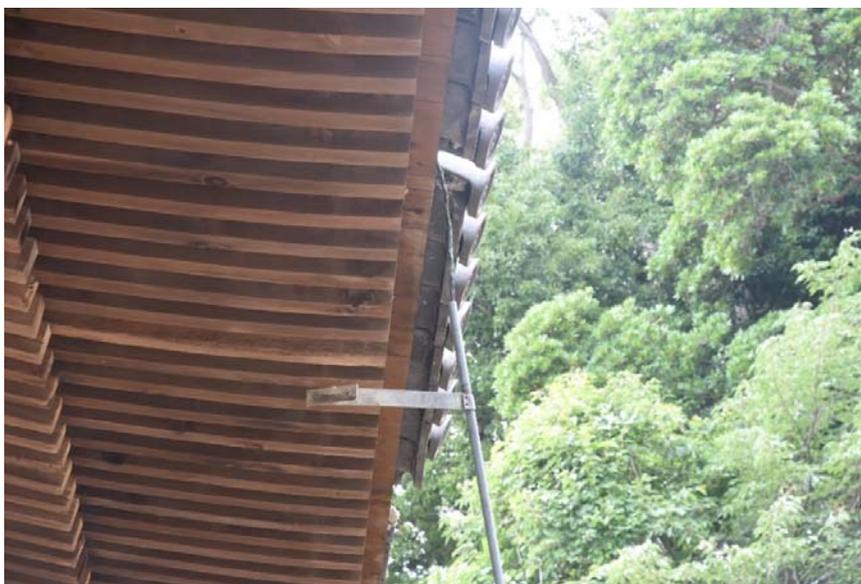
土砂により雨落ちの見切り石が押されたことに起因すると考えられるモルタル土間の亀裂が、各所で発生し、下地からの剥離も生じている。

国宝（建造物）長保寺本堂 修理前写真



13. 本堂破損状況 避雷針1

本堂背面東側の避雷針銅線の止め金具が外れ、銅線の干渉により軒平瓦が破損している。



14. 本堂破損状況 避雷針2

同上したからの見上げ。
茅負に取り付けられていた固定金具が外れている。



15. 本堂破損状況 避雷針3

避雷針の導管を指示するコンクリート基礎が土砂により破損し、導管の変形やずれが顕著となっている。
また、亀腹や犬走り土間のモルタル仕上げが、崩落土の土圧により随所でひび割れ、下地から剥離している。

建設工事に係る条件付き一般競争入札（持参方式・簡易型）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、長保寺が発注する建設工事について、受注意欲のある者の入札参加機会を確保するとともに、競争性の向上、発注までの期間の短縮及び入札参加希望者の負担軽減等のため、簡易型の持参方式により入札を行う場合の手続等に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 簡易型の持参方式による条件付き一般競争入札（以下「本競争入札」という。）の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、長保寺(以下「発注者」とする。)が発注する建設工事のうち「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）が500万円未満の工事とする。ただし、住職が特に必要と認めるときは、予定価格（税抜き）が500万円以上の工事についても対象とすることができるものとする。

（入札の公告）

第3条 対象工事を本競争入札に付するときは、長保寺ホームページ、もしくは長保寺境内掲示板に掲載し、公告するものとする。

2 前項の規定により公告するときは、次に掲げる事項を和歌山県共通入札公告及び和歌山県個別入札公告例に準じて行うものとする。

- (1) 入札に付する工事の概要に関する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札参加手続等に関する事項
- (4) 入札等に関する事項
- (5) 開札等に関する事項
- (6) 審査に関する事項
- (7) 落札者の決定方法に関する事項
- (8) その他本競争入札の手続に関し必要な事項

3 第1項による公告（以下「入札公告」という。）の期間は、原則として10日（和歌山県の休日を含め、平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含む。）以上とする。

(入札参加資格要件)

第4条 本競争入札に参加できる者は、単体企業（経常建設工事共同企業体を含む。以下同じ。）で、入札書を提出した日から落札決定日までの間、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) 対象工事に共通する次に掲げる入札参加資格要件を満たしていること。ただし、経常建設工事共同企業体で参加する場合は、すべての構成員がア、イ、オ、カ、キ、ク及びケの要件を満たし、かつ、共同企業体としてウ及びエの要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

ウ 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止を受けていない者であること。

エ 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行。以下、「資格審査取扱い基準」という。）若しくは和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行。以下「県外建設業者資格審査取扱い基準」という。）に基づく資格の認定を受けている者、又は資格審査取扱い基準若しくは県外建設業者資格審査取扱い基準に基づく資格の再審査による再認定（以下「再認定」という。）を受けている者（以下両者を「資格認定等を受けている者」と総称する。）であること。

オ 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続又は再生手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。

キ 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。

ク 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29

年法律第115号) 第27条及び雇用保険法(昭和49年法律第116号) 第7条規定による届出の義務を履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。ないこと。

ケ 同一入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア)資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 子会社等(会社法(平成17年法律第86号) 第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。)の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ)人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号) 第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号) 第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号) 第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合は除く。

- ① 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ)その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

- ① 複数の単体企業により構成される組合等(以下「組合等」という。)とその組合等を構成する単体企業の場合
- ② その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係がある

と認められる場合

(2) 工事ごとに定める次に掲げる入札参加資格要件のうち、次条の規定により決定する具体的要件を満たしていること。

ア 入札に付する工事に対応した業種の資格認定等を受けている者であること。

イ 資格審査取扱い基準における格付けに関する要件を満たしている者であること。

ウ 資格審査取扱い基準又は県外建設業者資格審査取扱い基準における審査項目に規定する総合点数に関する要件を満たしている者であること。

エ 建設業の許可に関する要件を満たしている者であること。

オ 営業所の所在地に関する要件を満たしている者であること。

カ その他住職が定める要件を満たしている者であること。

(工事ごとに定める入札参加資格要件の決定)

第5条 前条第2号に規定する工事ごとに定める入札参加資格の具体的要件を定めようとするときは、工事ごとに発注者が決定するものとする。

(設計図書等)

第6条 設計図書等の閲覧等については、入札公告に示した方法により行うものとする。

2 前項の閲覧等は、原則として、入札公告の期間について行うものとする。

(技術資料)

第7条 発注者の長は、第4条に規定する入札参加要件を確認するため、入札公告を行った後速やかに、入札参加資格要件を満たすことを証明する資料（以下「技術資料」という。）の作成に係る事項等を記載した技術資料作成要領を本競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に対してホームページ等により、交付するものとする。

2 発注者の長は、前項の技術資料作成要領に記載する技術資料の作成に係る事項が簡易である場合は、その内容を入札公告に示すことにより、代えることができるものとする。

(最低制限価格の設定)

第8条 発注者の長は、特に必要と認める場合には、最低制限価格を設けることができる。

(入札書等の提出方法)

第9条 入札参加者は、発注者の長が工事ごとに指定する入札書等、必要書類を入札公告に示す場所に持参し提出しなければならない。なお、持参以外の方法による提出は認めないものとする。

(入札書等の提出期間等)

第10条 入札書等の提出期間（以下「提出期間」という。）は、入札公告に定めた期間とする。

- 2 入札参加者は、入札書等を提出期間内に提出しなければならない。
- 3 提出期間外に提出した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。
- 4 発注者の長は、入札参加者及び入札執行者の事務の軽減を図るために必要と認めるときは、同一の場所における複数の入札の提出期間を同一期間に設定することができるものとする。

(入札書等の不受理)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は、不受理とし、当該入札書等を提出した者（以下「入札者」という。）に返戻するものとする。

- (1) 持参以外の方法により提出された入札書等
- (2) 提出期間外に提出された入札書等

(入札の不成立)

第12条 入札公告で定めた開札日時において、次の各号のいずれにも該当しない入札書を提出した者が2者以上ないときは、この入札を不成立とする。ただし、再度公告をして行う入札及び、発注者の長が特別に認める場合については、この限りではない。

- (1) 金額の記入がない入札書
- (2) 金額を訂正した入札書
- (3) 第9条に規定する入札書でない入札書
- (4) 入札書の建設業許可番号が記載されていない入札書
- (5) 入札書の商号若しくは名称（経常建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名及び代表幹事の商号又は名称）、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

- (7) 同一人が同一の工事において2以上の入札書を提出した場合のそのすべての入札書
- (8) 談合その他の不正な行為によってされたことが明らかであると認められる入札に係る入札書（第15条第5項の規定により入札が成立したと判断された後に認められたものを除く。）
- (9) 第4条に規定する要件を満たさないことが明らかであると認められる者がした入札書（第15条第5項の規定により入札が成立したと判断された後に認められたものを除く。）

(失格)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は失格とし、失格となった者は落札候補者となることができない。

- (1) 金額の記入がない入札書により入札をした者
- (2) 金額を訂正した入札書により入札をした者
- (3) 第9条に規定する入札書を用いないで入札をした者
- (4) 入札書の建設業許可番号が記載されていない入札書により入札をした者
- (5) 入札書の商号若しくは名称（經常建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名及び代表幹事の商号又は名称）、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書により入札をした者
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書により入札をした者
- (7) 同一の工事において2以上の入札をした者
- (8) 明らかに談合その他の不正な行為によって入札をしたと認められる者
- (9) 第4条に規定する要件を満たさない者
- (10) 最低制限価格未満の入札をした者
- (11) 指定された期限までに技術資料及び入札公告において特に提出を指示する書類がある場合はその書類（以下「技術資料等」という。）を提出しなかった者
- (12) 虚偽の技術資料を提出した者
- (13) 前各号に掲げる者のほか、入札公告において指示した事項に反して入札を行った者

(入札書等の受理)

第14条 入札執行者は、提出された入札書等は受領することとし、受領した入札書等が、第11条の規定に該当する場合は不受理とするものとする。

2 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。

3 入札執行者は、第10条第4項により複数の入札の提出期間を同一期間内に設定した場合は、入札書投函箱を複数設置するなど、入札参加者が入札書等の提出先を混同しないよう努めるものとする。

(開札)

第15条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとし、入札執行者は、開札予定時刻になったことを確認した後、開札する。なお、発注者の長が、入札者及び入札執行者の事務の軽減を図るため、入札公告において複数の入札の開札日時を同一の時刻とした場合においては、入札執行者が予め定めた順序により開札を行うことができるものとする。

2 入札執行者は、海南市職員の立ち会いのもと、開札するものとする。

3 入札執行回数は、1回とする。

4 入札執行者は、開札後直ちに入札書に通し番号を付し、提出のあった入札書の数を公表した上で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）から順に入札参加資格要件等の審査を行う旨を宣言し、開札手続を終了するものとする。

5 入札執行者は、開札手続終了後速やかに、入札書について第12条に規定する事由の有無を審査し、発注者の長は、同条の規定に基づき、開札日において当該入札が成立したか否かの判断を行うものとする。ただし、発注者の長は、入札成立後であっても、開札日において当該入札を不成立とすべき事由があったことを認めた場合は、当該入札を成立とした判断を取り消すこととする。

(落札候補者決定のための発注者の長による入札参加資格要件審査)

第16条 発注者の長は、前条の規定による当該最低価格入札者に対し技術資料等の提出を指示するものとする。

2 最低価格入札者は、発注者の長から技術資料等の提出を求められた場合には、提出を指示された日から起算して、原則として2日以内（休日を含まない。）に提出しなければならない。

3 最低価格入札者が2者以上ある場合は、発注者の長は、前項に規定する技術資料等の提出期限までの間に、当該最低価格入札者にくじを引かせ、順位を決定

するものとする。この場合において、くじを行う日時及び場所は発注者の長が指定するものとし、指定する日時及び場所に当該最低価格入札者が出席しない場合は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

4 一度提出された技術資料の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。ただし、発注者の長は、必要と認めたときは、すでに提出された技術資料に関しより詳細な資料を提出させることができるものとする。

5 発注者の長は、技術資料の受領後速やかに、最低価格入札者が第4条に規定する入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行うとともに、第13条の失格事由に該当しないことを確認した上で、落札候補者として決定する。この場合において、最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たしていないときは、次順位者に対し技術資料等の提出を指示し、落札候補者が決定できるまで順次審査するものとする。

6 前項の審査の結果における落札候補者が、当該審査以降において第13条の規定による失格となった場合には、前項後段の規定の例により落札候補者を決定するものとする。

7 入札参加資格要件の審査は、開札日の翌日から起算して原則として5日（休日を含まない。）以内に行わなければならない。

（落札決定方法）

第17条 発注者の長は、前条に規定する手続きを経て落札候補者となった者を落札者とするものとする。

（落札者の決定又は入札参加資格要件不適合の決定）

第18条 発注者の長は、前条の規定により落札者を決定したときは、当該落札者にファクシミリ又は電話により契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

2 発注者の長は、第16条第5項の審査により当該最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たさないことを確認した場合は、当該最低価格入札者に対して通知をするものとする。

3 落札決定後、契約の日までの期間に、落札者（共同企業体の場合は構成員を含む。以下同じ。）が、第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合、発注者は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

(入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第19条 前条第2項の通知を受理した者で当該通知に不服があるものは、当該通知が到達した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、発注者の長に対して当該入札参加資格要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

2 当該入札参加資格要件を満たさないと認められた者が前項の説明を求める場合は、苦情申立書を持参し、又は郵送して行うものとする。

3 発注者の長は、第1項の規定により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に回答するものとする。

4 当該苦情の申立ては、第17条から第20条までの事務の執行を妨げないものとする。

(入札結果等の公表)

第20条 発注者の長は、対象工事の入札結果については、落札決定後に速やかに通知をする。

2 発注者の長は、前項の公表までの間、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

(入札の延期及び取り止め)

第21条 発注者の長は、本競争入札において、事故等が発生したとき、不正な行為等により必要があると認めるとき、又はその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取り止めることができるものとする。

(費用の負担)

第22条 入札書、技術資料等及び苦情申立書の作成並びに提出及び郵送に要する一切の費用は、入札参加者が負担するものとする。

(その他)

第23条 発注者は、入札参加者が提出した技術資料を、当該入札参加者に無断で使用しないものとする。

入札書

入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

(税込)

ただし、和歌山県海南市下津町上690番地 長保寺境内地内

工事名 国宝(建造物)長保寺本堂 建造物保存修理(災害復旧)工事 入札金

上記の通り別冊設計書・仕様書によって請負をしますから入札をします

令和 年 月 日

住所

名称

印

宗教法人 長保寺

代表役員 瑞樹 正哲様

